

広島県告示第九百十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定によって、航空学生（海上及び航空自衛隊）の採用試験について、次のとおり告示する。

令和五年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験期日

- 1 第一次試験 令和五年九月十八日（月）
- 2 第二次試験 令和五年十月十四日（土）から十九日（木）までのうち指定する一日
- 3 第三次試験 海上自衛隊 令和五年十一月十七日（金）から令和五年十二月十三日（水）までのうち指定する一日
航空自衛隊 令和五年十一月十一日（土）から令和五年十二月十四日（木）までのうち指定する一日

二 試験場所

- 1 第一次試験 広島合同庁舎（広島市中区上八丁堀六番三〇号）
- 2 第二次試験 第一次試験合格通知によって通知する。
- 3 第三次試験 第二次試験合格通知によって通知する。

三 試験内容

- 1 第一次試験 筆記試験（国語、数学、英語及び地理歴史、公民又は理科）及び適性検査

- 2 第二次試験 航空身体検査、口述試験及び適性検査

- 3 第三次試験 海上自衛隊 航空身体検査（一部）
航空自衛隊 操縦適性検査及び医学適性検査

四 応募受付期間

令和五年七月一日（土）から令和五年九月七日（木）まで

五 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- 1 令和六年四月一日現在において、海上自衛隊は、十八歳以上二十三歳未満の日本国籍を有する者、航空自衛隊は、十八歳以上二十一歳未満の日本国籍を有する者で、次の各項目のいずれかに該当する者であること。
 - (一) 高等学校又は中等教育学校卒業者（令和六年三月に卒業見込みの者を含む。）
 - (二) 前項目に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（令和六年三月三十一日までに、これに該当する見込みのある者を含む。）
 - (三) 高等専門学校第三学年次修了者（令和六年三月修了見込みの者を含む。）
- 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しない者であること。

六 合格発表日

- 1 第一次試験 令和五年十月六日（金）
- 2 第二次試験 海上自衛隊 令和五年十一月八日（水）
航空自衛隊 令和五年十一月二日（木）
- 3 第三次試験 令和六年一月十六日（火）

七 その他

- 1 採用は、令和六年三月下旬から四月上旬とする。
- 2 詳細は、自衛隊広島地方協力本部又は同地方協力本部の各出張所等に問い合わせること。